

F-6 就労が婦人の健康に及ぼす影響について一オ2報・交替制勤務の場合
五香病院 尾沢彰宣、佐賀大教育 福田公子

目的. 労働基準法研究会の報告書では、男女平等を確立するための一環として、現行にみられる深夜業禁止、時間外休日労働の制限、危険有害業務の就業制限および生理休暇等の撤廃などを答申している。女性の場合、看護労働者では、従来より深夜勤に従事している。従つて看護労働の場合について健康への影響を明らかにすることとは、今後の婦人労働問題への重要な示唆となる。オ2報では、特に深夜勤に従事する交替制勤務の場合、自覚症状を明らかにする。

方法、大阪、香川、岡山、愛媛の4病院の勤務者を対象に、自覚症状に関するアンケート調査を行なった。調査期間は1979年6月から8月までであった。

結果、有効回答数は535人であった。年令構成は、20才から29才が約60%を占め、年令が高くなるにつれて激減した。全身症状の有訴率は、オ1報の場合と比較して、一般に高率を示し、25才から44才までは著しく高かった。同様に月経随伴症状り25才から44才において有訴率は高かった。また腰痛の有訴率が30才代に高かった。

A総合病院の165人について、勤務形態が日勤のみの場合と、深夜勤を含む三交替制勤務の場合を比較すると、全身症状と月経随伴症状ともに、後者の方が明らかに高い有訴率を示した。

項目別では、「だるい」「下痢便秘」「身体に不安」などが多くみられた。特に三交替制勤務の場合は「頭痛、頭重」「めまい」「眠れない」などが高かった。これらは、慢性的な生体リズムの変調によるものと推定された。